

第三章 発掘調査

第一節 心翁寺跡における既往の調査

(一) 心翁寺跡における発掘調査

垂水島津家墓所(以下、墓所)の調査を開始するにあたって、墓所周辺の約三〇〇㎡を対象とし、地形測量図を作成した(図8)。

調査は、多角点C2C212(緯度三二度二分三二秒、経度一三〇度四二分三九秒)、C2K213(緯度三二度二分三二秒、経度一三〇度四二分三六秒)、C2C214(緯度三二度二分三二秒、経度一三〇度四二分三五秒)をもとに、二五の基準点(T1、T11)を作成し、これらを用いて実施した(図8)。

墓所北側には城山が控え、また、南側及び東側には石壁が構築され、他との境界をなしている。調査対象は基本的にこの城山と石壁で囲まれた空間に所在する石造物と、墓所東側に飛び地のように所在する五代久敏墓を対象とし、石壁外に所在する家臣や仕職墓と考えられる石造物については期を改めて調査を実施することとした。

墓所内は大きく分けて、石階段により上段と下段に区画される。さらに、それぞれの区画は当主(垂水島津家当主)墓碑とそれに伴う石造物で構成された空間(以下、墓域という)や墓域のまとまり、さらには墓域間に構築された石壁あるいは配置された石造物により複数の区域に細分できる。これらを勘案し、次のとおり一々の区域を設定した(図7)。なお、A、C区が上段に、D、J区が下段に相当し、K区が五代久敏墓である。

- A区：垂水島津家八代忠直夫婦墓。南側に配置される石造物が境界となりB区・C区と区画される。
- B区：七代久治夫婦墓、一五代貴徳夫婦墓。東側のC区とは下段より続く石階段の延長上に延びるコンクリート舗装路により区画される。



図7 墓所の区画と当主墓の位置

C区：B区とはコンクリート舗装路により区画される。

D区：一二代貫柄夫婦墓。東側に林立する石幢群も対象に含めた。南側に配置される石造物によりE区と区画される。

E区：一二代貫柄後室墓。北側及び南側に配される石造物と、上段へ続く石階段より延びるコンクリート舗装路により区画される。

F区：九代貫柄夫婦墓、一二代貫柄夫婦墓、一二代貫柄後室墓、一三代貫柄夫婦墓。北側に配置される石造物とコンクリート舗装路により区画される。

G区：一〇代貫柄夫婦墓。北側と東側に配置された石造物とコンクリート舗装路により区画される。

H区：十六代忠紀夫婦墓。一四代貫柄夫婦墓。南側に配置された石造物とコンクリート舗装路により区画される。

I区：一四代貫柄夫婦墓。

J区：一六代貫柄納骨堂。

K区：五代久敏墓。

墓所は、心翁寺の一角に所在していた。心翁寺の当時の敷地や区域といったことについては明確ではないが、現在、心翁寺の北西部と考えられる一面に領主墓所が所在している。前述したように、領主墓所の東部に隣接して市宮墓地が所在しており、垂水島津家の家臣の墓と伝えられる墓碑が複数所在している。また、その南方には畑地が所在している。これらの土地も心翁寺の一部と考えられる。現在垂水島津家墓所と伝えられる領主墓所については、郷土史家により様々な研究がなされており、その成果は垂水市史や史料集、郷土史家の著書等に残されているものの、発掘調査は実施されていない。

第二節 発掘調査の方法

(一) 心翁寺跡における発掘調査

本章一節で触れたように、心翁寺についてはこれまで発掘調査が実施されたとはなく、地下遺構については情報が殆どなかった。

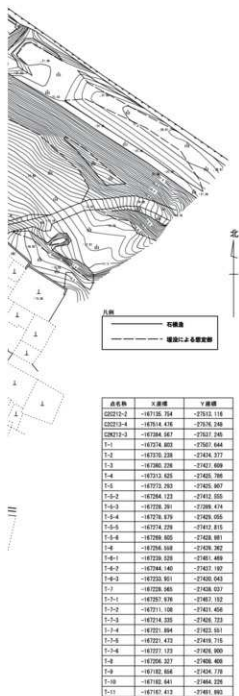
本節以降では、墓所において実施した発掘調査について報告する。発掘調査は、平成二八・二九年度の二次にわたって実施した。

(二) 発掘調査区の設定 (図9)

第一次調査：墓所は、下段部と墓所中央にある石段を上ることによって到達する上段部に分かれている。それぞれの性格を把握することで、墓所の履歴を明らかにする一助となることが想定されたため、トレンチは墓所上段と下段にそれぞれ一箇所ずつ設定した。下段に設定したトレンチを「トレンチ」、上段に設定したトレンチを「二トレンチ」とした。

一トレンチは、下段部で垂水島津家当主墓に近接し、ある程度発掘調査の面積が確保できる箇所という条件を満たし、さらに墓碑の西北方向に、南北方向に伸びる用途不明の石造物が地表に露出している垂水島津家第九代貫柄夫婦墓周辺に設定した。夫婦墓碑の正面南方向に約三二m×二五mの方形のトレンチを設定した後、トレンチの南端中央付近に約〇・七m×一・五mの拡張部と、墓碑東方に配置される石燈籠の南方向に約〇・七m×一・二mの拡張部をそれぞれ設定した。また、墓碑西北方向に位置する詳細不明な石造物の性格を明らかにするべく、墓碑西北方向に約〇・七m×一・五mのトレンチを設定したほか、墓碑の埋設状況を確認する目的で、墓壇下に位置する数石状の石造物の北方及び東方に沿って約〇・五m幅のトレンチを設定した。(図9)

二トレンチは、上段部のうち、垂水島津家当主墓西南に南北方向に伸びる用途不明の石造物が地表に露出している垂水島津家第七代久治夫婦墓周辺に設定した。また、上段部は中央付近でさらに上段(A区)と下段(B区)に別れるが、A区とB区の境目に所在する東西方向に伸びる石造物との関連を把握することも



墓所地形測量図



図8 垂水島津家

目的とした。トレンチの規模としては、夫婦墓墓碑の正面南方向に約二・二m×一・一mの方形を設定した後、西方向部分に約一・八m×〇・八mの拡張部を設定した。また、墓碑西南に位置する詳細不明な石造物の性格を明らかにするべく、石造物から墓碑まで約〇・二m×九・五mの拡張部と、墓碑からA区とB区の境目に所在する石造物まで約〇・三m×四・六mの拡張部をそれぞれ設定した。墓碑隣接部西方と、A区とB区の境目に所在する石造物との隣接部については、拡張部の幅を約〇・五mにさらに拡張した。

第二次調査

下段北西部(D区)に石幢(六面地蔵塔)が九基隣接して設置されている箇所があり、現地指導等で後世に移設された可能性が指摘されていた。そこで、移設が実際に行なわれたか否かを明らかにするため、ここにトレンチを設定し、三トレンチとした。

三トレンチは、石幢群立区域のうち北部に所在する四基の石幢に隣接するよう、東西方向に約七・五m×〇・六mの方形を設定した後、中央二基の石幢に接するよう一・五m×一・〇mの拡張部を設定した。

また、この石幢群に隣接して、二代貫柄夫婦墓が所在する。この夫婦墓墓碑と石幢群との新旧関係を明らかにするべく、墓碑の基壇南縁部に沿って二・〇m×〇・三mの方形のトレンチを補助的に設定し、四トレンチとした。

さらに、三、四トレンチの南部、D区とE区の境界に所在する石造物群の南縁部に沿って七・〇m×〇・二mのトレンチを設定した後、隣接する一代貫品後室墓の西縁部に沿って、一・〇m×〇・二mの拡張部を設定し、五トレンチとした。

(三) 調査の方法

表土から人力で掘り下げ、表土除去後は堆積層に沿って手鎌・移植ゴテを使用して掘削を進め、遺構・遺物を含む層の有無の確認を行った。

出土遺物は、表土や近代以降と見られる層については一括して取り上げ、これ以下の層については平板とレベルにより出土位置を記録しながら取り上げた。記

録写真は、中型フィルムカメラとデジタルカメラを用いて撮影した。平面図及び断面図は手測りによって作成した。測量については、各調査区において任意の基準杭を設定し、これを基に行った。

なお、調査にあたっては、遺構の有無確認及び現状把握を主な目的とし、検出遺構については検出のみにとどめ、基本的に完掘しないこととし、記録撮影後は埋め戻すこととしたが、調査段階において後世のものとしたものについては完掘したこともある。

調査終了後は土嚢を敷き詰め保護層を設けた後埋め戻しを行った。第二次調査の埋め戻し後は表面清掃等を行い、可能な限り現状復帰を行った。

第三節 第一次調査

(一) 調査区の現況

一トレンチは、墓所南西部のF区に所在する垂水島津家九代貫備夫婦墓に隣接して設定した。トレンチ周辺の標高は約一一・〇mである。調査区周辺は基本的には平坦であるが、夫婦墓の北部に向かい地盤が若干高くなり、F区の最高部で標高一一・〇九mを測る。

二トレンチは墓所上段南西部、B区に所在する垂水島津家七代久治夫婦墓に隣接して設定した。トレンチ周辺の標高は約一三・一九mである。調査区周辺は基本的には平坦であるが、墓碑の北部に向かい地盤が若干高くなり、B区の最高部で標高一三・九九mを測る。

(二) 層序

調査では露出したセクション面について大きく四層に分層し、写真撮影、図面作成及び層の記録を行った(図10)。I層は表土に該当する。土色等により細分してあるが、II層は近代末期以降の遺物片(陶器片、ガラス片等)の混入が見られる層である。III層は大正三年の桜島噴火に起因する降下物と考えられる層である。場所により堆積状況が異なり、明確に堆積している場所と、殆ど堆積が見られない

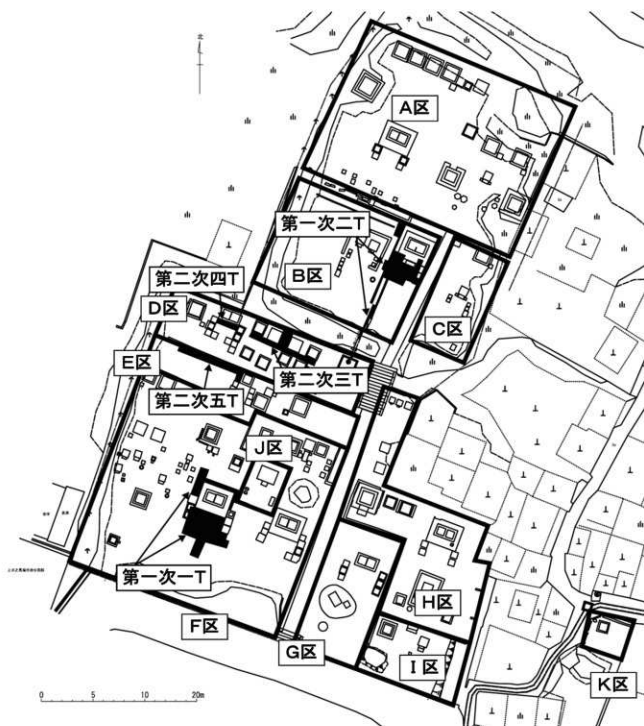


図9 発掘調査実施箇所

い場所がある。IV層は近世の遺物包含層である。

墓碑の埋没は、概ね表土（I層）からII層上位までにとどまり、IV層以下は近世遺物を主とする層へと変化することが明らかとなった。

(三) 遺構

地業1 一トレンチにおいては、III層直下、地表下約〇・二m（標高約一〇・八五m）の位置で地業を確認した（図10、図版13・2、3）。一トレンチから検出された地業は、いずれも軽石を含むが、独立した大小の礫から成るのではなく、版築状を呈する。色調はにぶい褐色である。地業1は、一トレンチ西壁に接して検出した。西端は調査区外であるが、直径〇・八mに復元できる。

地業2 九代貴備夫婦墓の南端付近で検出した。長軸約一・二m、短軸約〇・七mの楕円形に復元できる。

地業3 地業1南方、一トレンチ西壁に接して検出した。西端は調査区外であるが、直径〇・五mに復元できる。

地業4 一トレンチ中央より検出した。直径〇・五mを計る。

地業5 地業4の東方より検出した。直径〇・七mを計る。

地業6 九代貴備夫婦墓の西方より検出した（図版13・4、5）。東端、西端ともに調査区外であるが、直径〇・七mに復元できる。墓碑西北に位置する南北方向に伸びる石造物との隣接部に沿って削平が見られることから、この石造物は後世に地業6を削平して設置されたと考えられる。

地業7 地業6の南方より検出した（図版13・6）。南端は調査区外であるが、直径〇・四mに復元できる。

地業8 一トレンチにおいても、III層直下、地表下約〇・二m（標高約一三・六m）の位置で地業を確認した（図13、図版14・2、3）。一トレンチから検出された地業も、一トレンチと同様軽石を含む。にぶい褐色の版築状を呈する。地業8は七代久治夫婦墓の南方、西側の燈籠南端に接して検出された。北西部の一部が燈籠の下位になるが、直系〇・五mに復元できる。

地業9 地業8の東方、東側の燈籠の南端一基に接して検出した（図版14・4）。

東部が燈籠の下位になるが、直径〇・九mに復元できる。

地業10 一トレンチの南端より検出した。長軸約〇・五m、短軸約〇・三mの楕円形を呈する。

地業11 地業10の東方より検出した。南部が調査区外であるが、直径約〇・四mに復元できる。

地業12 以降の地業は七代久治夫婦墓の西方に設定した拡張部から検出された。地業12は拡張部北端から検出した。北部、東部、西部が調査区外であるが、直径約〇・六mに復元できる。

地業13 地業12の南方から検出した。東部、西部が調査区外であるが、直径約〇・七mに復元できる。

地業14 地業13の南方から検出した。東部、西部が調査区外であるが、直径約〇・五mに復元できる。

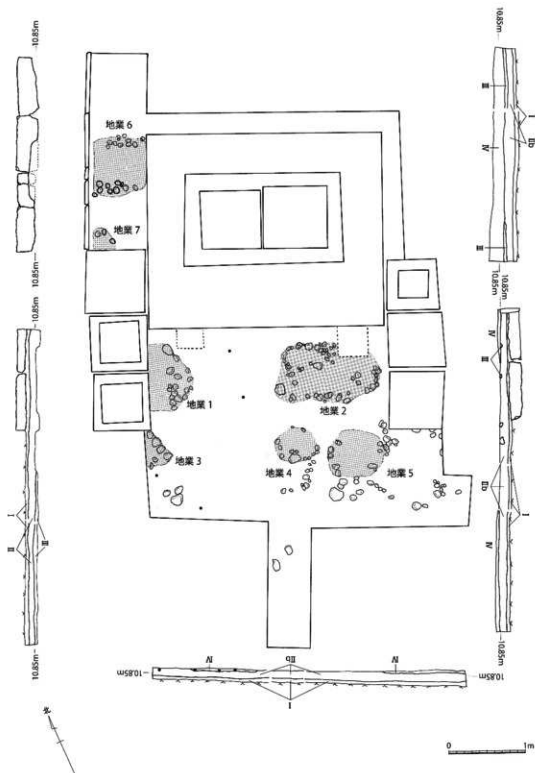
地業15 地業14の南方から検出した。直径約〇・五m、〇・七mの幾つかの円形を重ねたような概観からなり、全体として不定形を呈する。切り合い関係等詳細は不明である。

九代貴備夫婦墓西北に位置する南北方向に伸びる石造物 縦約〇・二m、〇・八m、横約〇・一m、高さ約〇・三mの立方体を呈する石が五基、南北方向に直線的に設置されている（図10）。この石造物の直下から地業が検出されたが、墓碑が地業の上に設置されているのに対し、この石造物は地業を削平して設置しているという設置方法の違い、また石造物を構成する石に規格性が無いことから、後世に現在の場所に設置されたものと考えられる。

七代久治夫婦墓西南に所在する南北方向に伸びる石造物 縦約〇・二m、約〇・四m、横約〇・二m、〇・五m、高さ約〇・七mの方形を呈する石が八基、南北方向に直線的に設置されている（図12、図版14・6）。石造物の大きさや表面の仕上げに規格性が無いことから、後世に移設された可能性が高い。この石造物の西方に、雨水を下段部へ排出するためのプラスチック製の配管が埋め込まれているが、関連性については不明である。

A区とB区の境目に所在する東西方向に伸びる石造物 長軸約〇・五m、短軸

第三章 発掘調査



層位	色相	土色	粒径	しまり	粘性	含有物等
I	10YR2/3	黒褐色	細砂	弱	弱	表土
II a	7.5YR5/6	明褐色	シルト質砂	弱	やや強	一部に堆積。軽石の微塵を含む。
II b	7.5YR3/4	暗褐色	細砂	弱	弱	近代末期以降の遺物片（陶器片、ガラス片等）の混入が見られる。
III	2.5Y4/1	黄灰色	細砂	強	弱	地盤は一部に限られる。大正3年桜島噴火に起因する降下物
IV	7.5Y3/3	暗褐色	細砂	強	弱	含有物等

図10 一トレンチ最終平面・断面図

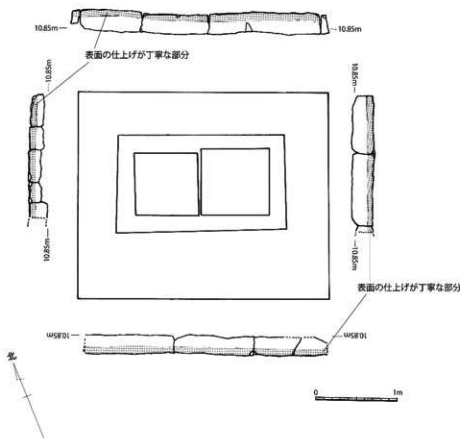


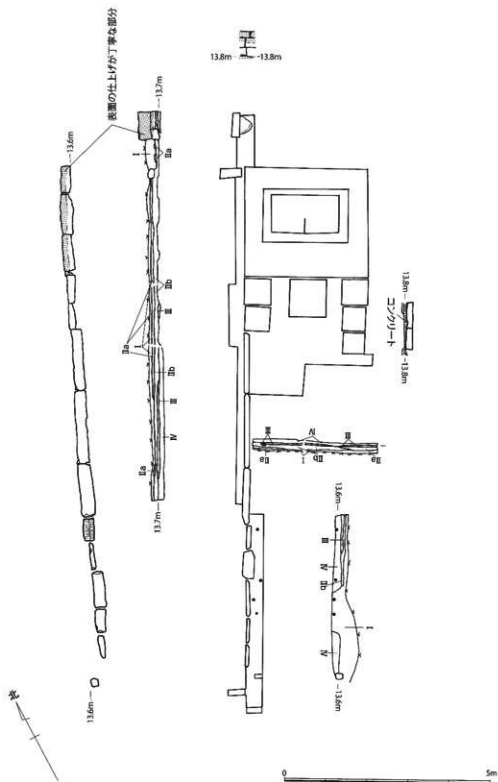
図11 トレンチ基礎下に位置する敷石状の石造物

約 $\text{O} \cdot 2\text{m}$ 、厚さ約 $\text{O} \cdot 1\text{m}$ の楕円形を呈する石を土台とし、その上位に高さ約 $\text{O} \cdot 7\text{m}$ の石壇状の構造物を三段積み上げて構成されており(図12、図版14-7)、A区とB区の境界を明確にするという意図をもって建立されたものと考えられる。また、中央部には高さ約 $\text{O} \cdot 2\text{m}$ の石壇の上に高さ約 $\text{O} \cdot 7\text{m}$ の石壇を積み上げた階段状を呈する張り出し部分を有するが、これはA区とB区間の行き来を目的として設置されたものと考えられる。この石造物には表面が研磨され丁寧に仕上げられた部位と、研磨が見られない部位がある。これらの差異は、地表面に露出する部位と地中に埋没する部位を想定し、丁寧に仕上げる部分を地表面に露出する部位に限定することで、作業の効率化を図った結果によると考えられる。

基礎下に位置する敷石状の石造物 本墓所の墓碑の特性として、夫婦墓の下位に設置される基礎のさらに下位に、方形の敷石状の石造物が設置されることがあげられる。九代貴徳夫婦墓の敷石状の石造物(図11)は、 $2.165\text{m} \times 3.16\text{m}$ の方形を呈するが、この石造物の最外面を構成する石材表面の調整については、表面が研磨され丁寧に仕上げられた部位と、研磨が見られない部位がある。これらの差異は、地表面に露出する部位と地中に埋没する部位を想定し、埋没部分の研磨を省略することで作業の効率化を図った結果と考えられる。

七代久治夫婦墓の敷石状の石造物は、 $2.163\text{m} \times 3.1\text{m}$ の方形を呈する。最外面を構成する石材表面の調整については、九代貴徳夫婦墓のものと同様、表面が研磨され丁寧に仕上げられた部位と、研磨が見られない部位が見られ(図12)、やはり地表面に露出する部位と地中に埋没する部位を想定していると考えられる。

燈籠 九代貴徳夫婦墓の西南端と東南端には、三基ずつ並列に燈籠が設置されている(図10)。このうち、墓碑西側の列の、最北部の一基については、直下から地帯が検出されていることから、建立時の場所から移設されないと考えられる。しかし、その南側に位置する二基及び領主墓東側の列の南方より二基については、燈籠と皿層との間に表土層が混入していることから、建立当初の位置から移設された可能性が高いと考えられる。墓碑東側の最北部一基については、地層等からの判別が難しく、移設の有無については判断できなかった。



層位	色相	土色	粒径	しまり	粘性	含有物等
I	10YR2/3	黒褐色	細砂	弱	弱	表土
II a	7.5YR5/6	明褐色	シルト質砂	弱	やや強	一部に堆積。軽石の微塵を含む。
II b	7.5YR3/4	暗褐色	細砂	弱	弱	近代末期以降の遺物片(陶器片、ガラス片等)の混入が見られる。
III	2.5Y4/1	黄灰色	細砂	強	弱	堆積は一部に限られる。大正3年桜島噴火に起因する降下物
IV	7.5Y3/3	暗褐色	細砂	強	弱	含有物等

図12 ニトレンチ断面図・周辺石造物配置図

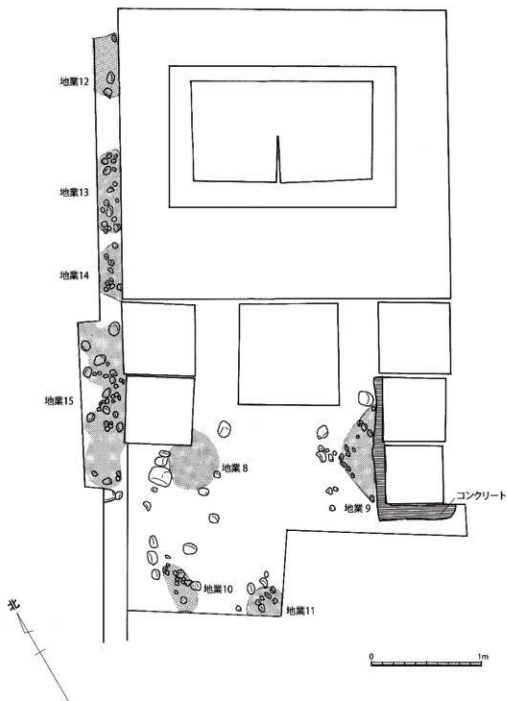


図13 ニトレンチ地業検出状況

七代久治夫婦墓の西南端に二基、東南端に三基ずつ並列に燈籠が設置されている(図13)。このうち、墓碑東南端の南方より二基については、燈籠の下にコンクリートによる土台が築かれており、明らか後世の移設と考えられる。最北部のものについては、燈籠の直下に表層の混入が認められず、コンクリートの土台が及んでいないことから、移設の可能性は低いと考えられる。また、墓碑西側の列の南方の一基については、表土層が混入していることから移設された可能性があると考えられる。これに対して、北方の一基については表土層の混入が見られないことから、移設されていない可能性が高いと考えられる。

(四) 遺物

一、二トレンチともに近世のものと考えられる陶磁器片等が数点出土した。うち図化が可能な5点について図化を行った(図16)。1は香炉の口+胴部で、関西系とみられる。2は瓶の胴+底部で、龍門司焼である。仏花器の類で、一九世紀のものともみられる。3は瓶の一部で、一九世紀の薩摩磁器とみられる。4は香炉の底部である。5は皿の底部で、白薩摩の染付である。なお、遺物については、二次調査の出土品とあわせて考察する。

(五) 小結

調査の結果判明した成果についてまとめる。

地業 調査の結果一五基の地業を確認するに至った。本墓所から検出された地業は、軽石を含むが独立した大小の礫から成るのではなく、版築状を呈するもので、色調はぶい褐色である。平面プランは直径約〇・四m×〇・八mの円形を呈する、いわゆる重(坪)地業と考えられるものが多い。

九代貴備夫婦墓 西北に位置する南北方向に伸びる石造物と七代久治夫婦墓西南に所在する南北方向に伸びる石造物、いずれも後世に現在の場所に設置されたもので、当墓所本来の姿とは異なるものだと考えられる。

A区とB区の境目に所在する東西方向に伸びる石造物 A区とB区の境界を区画するために設置されたと考えられる。また、中央に階段状を呈する張り出し部

分を有するが、これはA区とB区間の行き来を目的として設置されたものと考えられる。この石造物には表面が研磨され、丁寧に仕上げられた部位と、研磨が見られない部位があるが、これらの差異は、地表面に露出する部位と地中に埋没する部位を想定し、地中に埋没する部位の研磨を省略することで、作業の効率化を図った結果と考えられる。これらのことから、A区とB区の境目に所在する東西方向に伸びる石造物については、A区が形成される際、B区との境界を明確にするという意図の下、計画的に設置されたことが窺える。

墓壇下に位置する数石状の石造物 九代貴備夫婦墓と七代久治夫婦墓の墓壇下に設置されている数石状の石造物については、いずれも石造物の最外面を構成する石材表面が研磨し丁寧に仕上げられた部位と、研磨が見られない部位が見られるが、これは地表面に露出する部位と地中に埋没する部位を想定して作業を効率的に行なった結果と考えられる。

燈籠 九代貴備夫婦墓と七代久治夫婦墓のいずれにおいても、墓碑に接する二基は移設されていない可能性が高いのに対し、その南方に設置されたものは移設された可能性が高い。刻銘等からもともと領主墓を構成するものと考えられるが、後世に間隔を詰める形で移設されたと考えられる。

以上のことから想定されることをまとめ、一次調査の小結とする。地業の検出から、当墓所の造営以前に何らかの建築物があったことが窺われる。「隅付湿故集」には「上古高寺と申す寺これ有り破壊にてその跡に心翁寺召上たてら申す儀これ有り候」とあり、何らかの関連があると考えられるが、現時点では詳細不明である。

当墓所には、A区とB区の境目に所在する東西方向に伸びる石造物のように、各区域の境界に石造物が設置される例が多い。これは、各区域の境界を明確にするために設置されたと考えられる。

一方、九代貴備夫婦墓西北に位置する南北方向に伸びる石造物と七代久治夫婦墓西南に所在する南北方向に伸びる石造物のように、直線的に配置されているものの、規格性・統一性がない石を用いて構成される石造物群が幾つかあるが、これらは後世に移設されたもので、造営当初の墓所の姿を伝えるものではないと考

えられ、各墓城の境界に設置された石造物とは差別化されるべきものと考えらる。燈籠については、造営当初に設置された墓城の構成物ではあるもの、墓碑に近づける形で移設された可能性があり、現況の姿は後世に改変された可能性がある。

第四節 第二次調査

(一) 調査区の現況

三トレンチは、D区に所在する石幢群のうち、北部に所在する四基の石幢に隣接するよう設定した。トレンチ周辺の標高は約一・六mである。

四トレンチは、D区に所在する二二代貫柄夫婦墓に隣接して設定した。トレンチ周辺の標高は約一・一・五mである。

五トレンチは、D区とE区の境界に所在する石造物群の南縁部と、一代貫柄後室墓の西縁部に隣接して設定した。トレンチ周辺の標高は約一・二mである。

(二) 層序

調査では露出したセクション面について大きく六層に分層し、写真撮影、図面作成及び層の記録を行った(図14)。I～IV層までは一次調査で確認したとおり、の堆積状況を呈する。IV層より下位にV層、VI層が堆積する。V層、VI層ともに暗褐色を呈し、遺物の出土は見られない。

(三) 遺構

造成面 三トレンチにおいて、平面上では把握できなかったが、土層堆積状況の観察より、II層とIV層の境界面がほぼ平坦であることが判明した(図14、図版15・3)。後世に何らかの造成が行なわれた可能性が高く、近代末期以降に何らかの造成事業が行われたと考えられる。

石幢基礎下位に設置された配石 石幢の基礎の下位に、長辺が一〇cm×四〇cmからなる様々な大きさの石が配置されていることが確認された(図14、図版15・4)。基礎設置の際水水平の保持や強度確保の目的で設置されたものと考えられる。

二代貫柄夫婦墓灯籠 二代貫柄夫婦墓の灯籠のうち、墓碑南西に隣接する燈籠の台石下位より、コンクリートによる土台が検出され(図15、図版16・1)、明らかに後世の移転と考えられる。これに対し、墓碑自体の下位からはコンクリートの土台は配置されておらず、造営当初の位置を保持しているものと考えられる。

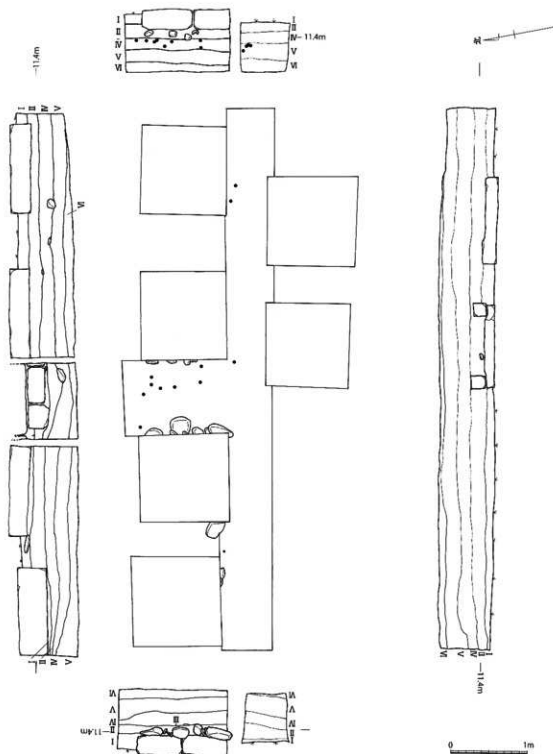
D区とE区の境目に所在する東西方向に伸びる石造物 3、4トレンチの南側、D区とE区の境界に沿って、東西方向に石造物が配置されている(図15、図版16・5、6)。高さ約一八cm、奥行約一七cm前後の石で構成されているが、この石は長辺の長さに差異があり、九五cm、七六cm、一〇四cm、五〇cmと統一性が無い。また、加工の痕跡が見られるものもあることから、後世に現在の場所に設置されたものと考えられる。

(四) 遺物

三トレンチより近世のものと考えられる陶磁器片等が十数点出土した。うち一七点を図化した(図16)。6は土師質土器の口縁部である。赤色が塗布されており、香川系とみられる。7は土師質土器の底部で、底部に糸切り後ナア調整が見られる。8は土師質土器の小皿で、機能としては灯明皿とみられる。9は小皿で、加治木・始良系の灯明皿である。10は白薩摩の白飯皿とみられる。11は小皿で、加治木・始良系の灯明皿である。12は瓶の口・頸部で、白磁もしくは白薩摩である。13は瓶の口・頸部で、一八世紀以降の龍門司焼である。14は瓶の胴部で、加治木・始良系(三立院か?)の仏化瓶とみられる。15は瓶の底部である。16は香炉の胴部で、肥前系青磁である。17は白薩摩の双耳付瓶の獸耳(把手)である。18は瓶の底部で、白薩摩(豊野)とみられる。19は白薩摩の瓶の頸部で、獸耳(把手)が外れた跡がある。20は近代の染付である。21は瓶の胴部で、白薩摩である。22は宝篋印塔の笠部の剥片の可能性があり、瓦質を呈する。

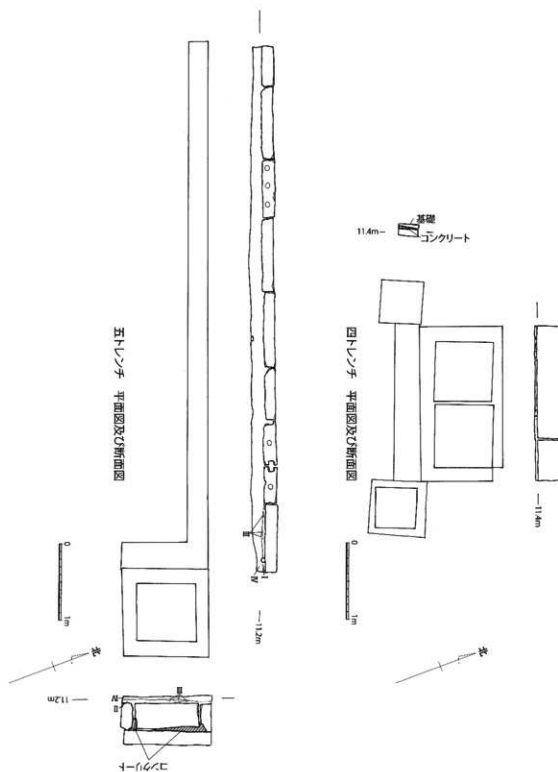
(五) 小結

調査の結果判明した成果についてまとめる。



層位	色相	土色	粒径	しまり	粘性	含有物等
I	10YR2/3	黒褐色	細砂	弱	弱	表土
IIa	7.5YR5/6	明褐色	シルト質砂	弱	やや強	一部に堆積。軽石の微塵を含む。
IIb	7.5YR3/4	暗褐色	細砂	弱	弱	近代末明以降の遺物片(陶器片、ガラス片等)の混入が見られる。
III	2.5Y4/1	黄灰色	細砂	強	弱	堆積は一部に限られる。大正3年桜島噴火に起因する降下物
IV	7.5YR3/3	暗褐色	細砂	強	弱	含有物等
V	7.5YR2/3	極暗褐色	シルト質砂	強	やや強	遺物等の検出は見られない。
VI	7.5Y3/4	暗褐色	細砂	やや強	弱	V層より若干硬質。遺物等の検出は見られない。

図14 ミトレンジ最終平面図・断面図



層位	色相	土色	粒径	しまり	粘性	含有物等
I	10YR2/3	黒褐色	細砂	弱	弱	表土
IIa	7.5YR5/6	明褐色	シルト質砂	弱	やや強	一部に堆積。軽石の微塵を含む。
IIb	7.5YR3/4	暗褐色	細砂	弱	弱	近代末期以降の遺物片(陶器片、ガラス片等)の混入が見られる。
III	2.5Y4/1	黄灰色	細砂	強	弱	堆積は一部に限られる。大正3年樺島噴火に起因する降下物
IV	7.5YR3/3	暗褐色	細砂	強	弱	含有物等
V	7.5YR2/3	極暗褐色	シルト質砂	強	やや強	遺物等の検出は見られない。
VI	7.5Y3/4	暗褐色	細砂	やや強	弱	V層より若干硬質。遺物等の検出は見られない。

図15 四トレンチ平面図・断面図 五トレンチ平面図・断面図

遺物 一次調査と二次調査の出土遺物より想定できることについてまとめて記す。器種に着目すると、瓶、仏花器、灯明皿、香炉等が多い。これらは靈前に供えられたもので、墓所特有の出土品と言えらる。また、遺物番号5、11、17、19等は白磁である。白磁は薄煎で焼かれたものであることから、宗家から仏具が供給されていた可能性がある。また、遺物番号20は近代の染付であるが、20の出土より、近代以降も供養が行われていたことが窺える。

造成面 三トレンチにおいて土層堆積状況の観察からⅡ層とⅣ層の境界面がほぼ平坦であることが判明した。石幢の基礎はⅡ層に及ぶがⅣ層には達していないこと、Ⅱ層中から近代末期以降の遺物が出土していることから近代末期以降に何らかの造成事業が行われ、その面に石幢が設置されたと考えられる。

石幢基礎下位に設置された配石 石幢の基礎部の下位に様々な大きさの礎が配置されていることが確認されたが、これは、基礎設置の際水平の保持や強度確保の目的で設置されたものと考えられる。

D区とE区の境目に所在する東西方向に伸びる石遺物 D区とE区の境界に沿って、東西方向に石遺物が配置されているが、この石は長辺の長さに統一性・規格性が無く、後世に現在の場所に設置されたものと考えられる。

一二代貫柄夫婦墓献燈 一二代貫柄夫婦墓の献燈のうち、夫婦墓南西に隣接する燈籠の台石下位より、コンクリートによる土台が検出され、明らかに後世の移転と考えられる。

以上のことから想定されることをまとめ、二次調査の小結とする。

D区に群立する石幢については、刻銘から対応関係にある領主夫婦が判明している。B区に七代久治夫婦墓が所在するが、これに対応すると考えられる石幢はA区南西に所在する。久治墓と献ぜられた石幢の距離は約10mを測る。また、久治墓と石幢の距離は約6mを測る。これらの墓碑及び石幢については移設の可能性は低いと考えられ、造営時の墓碑と石幢の位置関係を保持していると考えられる。このことから、墓碑とそれに対応する石幢は、造営時はある一定の間隔を保って設置されたと考えられる。このことを踏まえて、①領主夫婦墓と石幢の位置関係や、②県内の島津家墓所に石幢が近距離で林立する例がないこと、③発

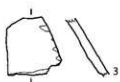
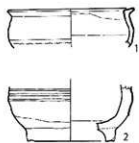
掘調査で確認された造成面の存在から、D区の石幢群については、近代末期以降、現在の場所へ移転された可能性が高いと考えられる。

ところで、四トレンチの発掘調査により、一二代貫柄墓碑については近立当初の位置を保持していると考えられることから、D区の石幢群は一二代貫柄墓域の形成以降に移設されたものと考えられる。

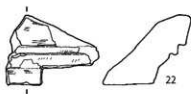
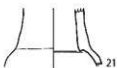
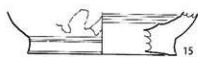
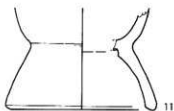
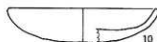
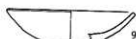
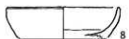
なお、三トレンチでの調査より、石幢の基礎部の下位に配石が見られることが判明しているが、造立当初においても見られたものか否かについては確認できていない。

D区とE区の境目に所在する石遺物については、一次調査で判明したA区とB区の境界に所在する石遺物と同様、各区域の境界を明確にするため設置されたと考えられる。ただし、A区とB区の境界の石遺物が規格性を持って設置されていることに対し、D区とE区の境界の石遺物には規格性が見られず、計画性が窺えない。この点については第六章で考察することにする。

燈籠については、一次調査と同様、造営当初に設置された墓域の構成物ではあるものの、後世になって移設された可能性がある。



2トレンチ出土遺物 (S=1/3)



3トレンチ出土遺物 (S=1/3)



図16 発掘調査出土遺物